

室蘭総合自動車学校からのお知らせ

令和7年度の道交法改正に伴い

普通**MT車**免許証の取得方法が変わります。

従来……MT免許が欲しい方は、とうぜんMT車を使用して教習 or 検定を実施。

新法……MT免許が欲しい方も、AT車を使用して教習 or 検定を実施。卒業後MT車を使用して4時限(最短)の教習を実施、その後AT限定の解除試験を実施！

このように、多くの自動車学校で新法へ変更します。

ですが……

本校では、**新法**を取り入れると同時に、MT車を使用したい方のニーズにお応えするため、**従来**及び

新法の取得方法**どちら**でも**選択**できるように

準備しております！(入校申込み時にお聞きします。)

もちろん、料金はどちらの方法も**同額**です！

(料金表の普通MT車参照。不明な点はお問合せ下さい。)

MT運転免許の取得方法

(本校では下記の①・②を選択できます。)

①

マニュアル車主体

MT教習 (従来方式)

← MT車使用 →

場内 15 時限 + 場内修検 + 路上 19 時限 + 路上卒検 = **卒業**
教習時限 計 34 時限 (最短)

※表示している時限数はすべて最短の場合です。

(習熟度により補習・延長等の場合あり。)

②

オートマチック車主体

(※上記取得方法より

教習時間 1 時限・検定 1 回分多い。)

限定解除 (新方式)

← AT車使用 →

AT 場内 12 時限 + 場内修検 + AT 路上 19 時限 + 路上卒検 **合格後**すぐ

おすすめ

← MT車使用 →
+ MT 場内 4 時限 + 場内審査 = **卒業**
教習時限 計 35 時限 (最短)

※表示している時限数はすべて最短の場合です。

(習熟度により補習・延長等の場合あり。)

※免許証を取得する前でも卒業証明書のみでAT限定を解除が行えます。

【教習料金】

上記①、②ともに、教習料金表のMT普通車の表示金額と **同額** です。